

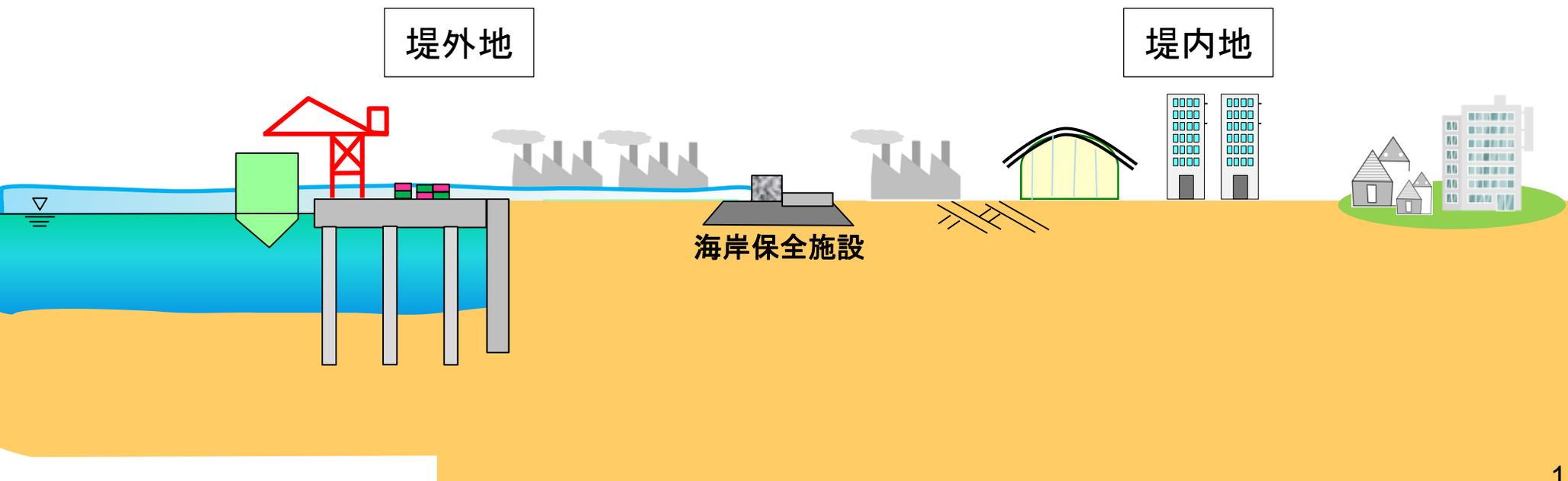
資料3：臨海部堤外地の災害リスクと産業特性

- ① 臨海部堤外地の浸水リスク
- ② 臨海部立地主要産業の堤外地比率
- ③ 高潮による浸水想定範囲
- ④ 国土交通省の臨海部防災に関する官民連携に関する施策

①臨海部堤外地の浸水リスク

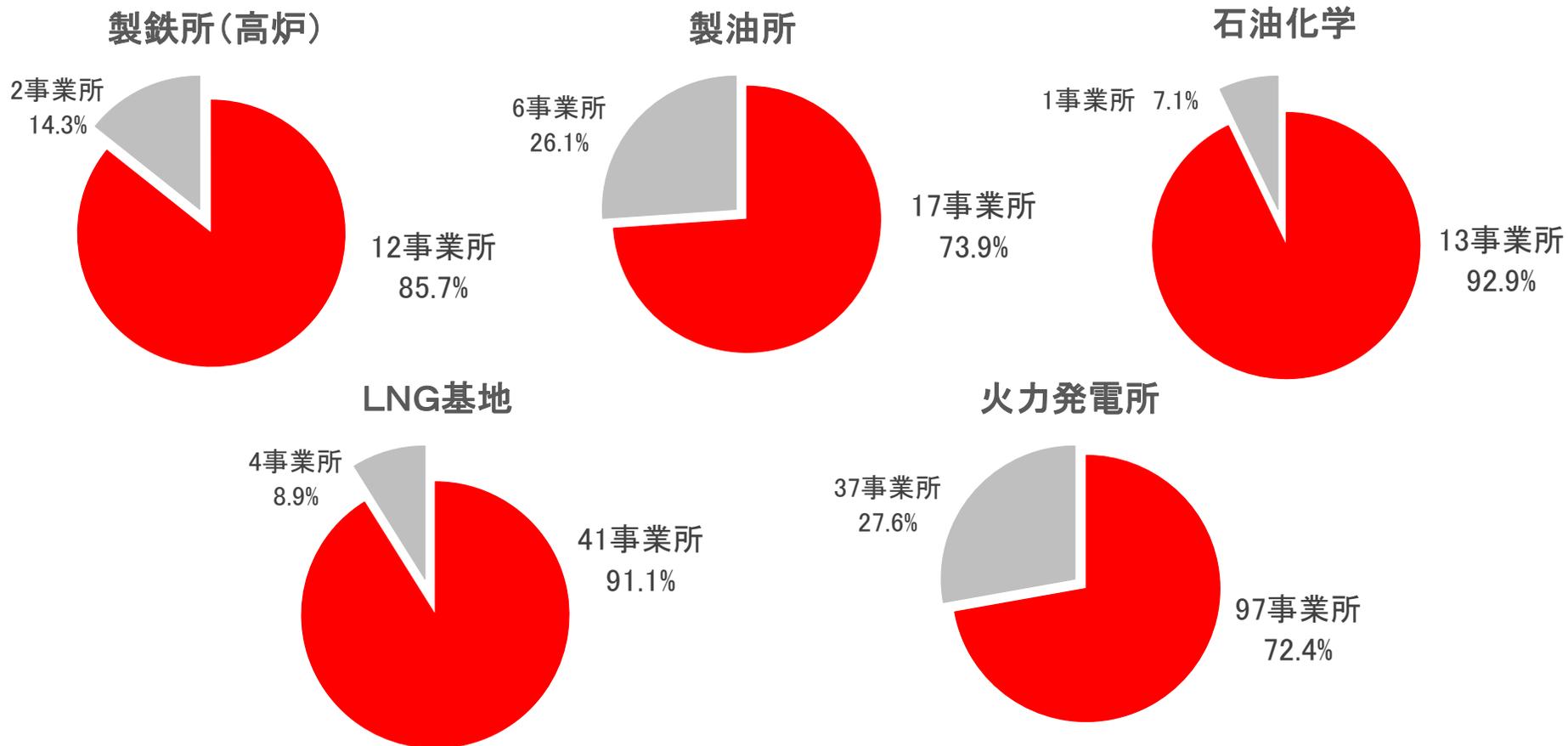
- 堤内地：高潮・高波、津波の浸水を防止するよう、海岸保全施設の整備を実施。
- 堤外地：人命に係る部分は行政側も関与しているが、資産を防護するための取り組みは民間企業に依存。

	堤外地	堤内地
人命	官民で津波避難施設の整備や避難訓練を実施。	左記の堤外地の対策に加え、高潮・高波、津波の堤内地への浸水を防止するよう行政が主体的に海岸保全施設の整備等を実施
資産	民間企業が自社の責任で護岸の整備・かさ上げや、BCP策定等の防災対策を実施。	



②臨海部立地主要産業の堤外地立地比率

- 臨海部に立地する主要産業を事業所数別にみると、7割～9割超の事業所が堤外地に存在。
- 高潮・高波、津波等により操業停止等となった場合、これら業種からの製品を材料とする幅広い産業に大きな影響を与えることが懸念。

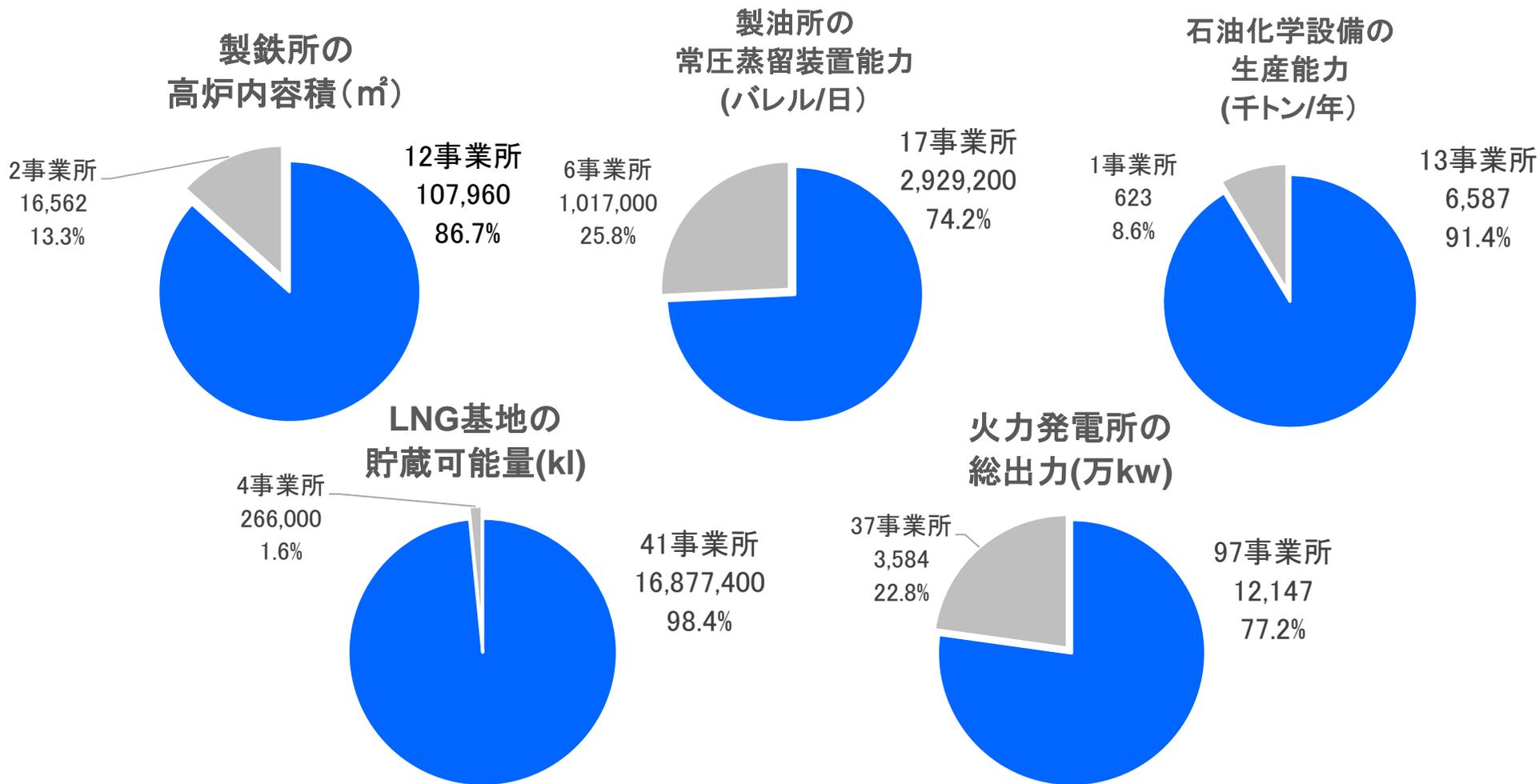


■ 堤外地 ■ 堤内地

*注: 堤外地・堤内地は、事業所立地場所と海岸保全施設(平成16年3月時点)の位置関係より判定。
 : 平成16年3月以降の埋立地は、全て堤外地と判定。
 : 事業所敷地が河川・運河に隣接している場合、河川・運河側に海岸保全施設がない場合、堤外地と判定。
 : LNG基地は、内航船用サテライト基地含む。計画・建設中設備含む。

②臨海部立地主要産業の堤外地生産能力比率

- 臨海部に立地する主要産業を生産能力別にみても、7割～9割超が堤外地で生産。
- 特にLNGの貯蔵については、ほぼ全量が堤外地において行われている。



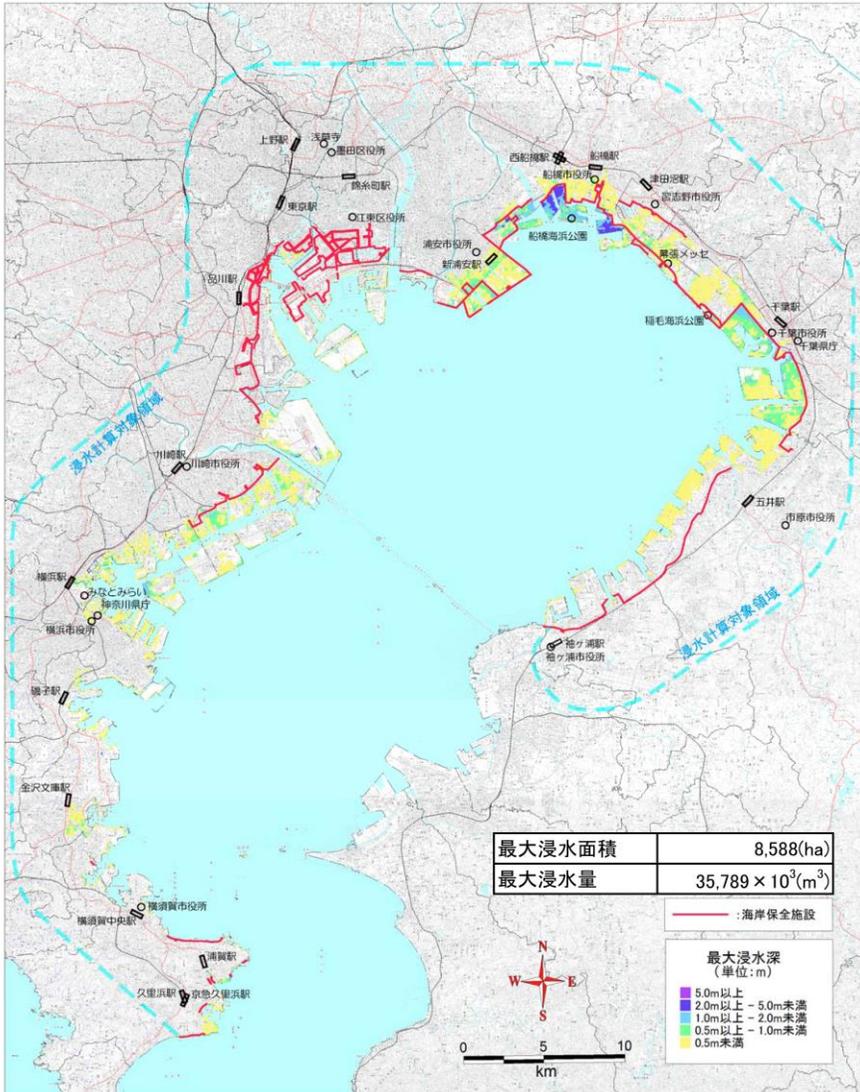
■ 堤外地 ■ 堤内地

*注: 堤外地・堤内地は、事業所立地場所と海岸保全施設(平成16年3月時点)の位置関係より判定。
 : 平成16年3月以降の埋立地は、全て堤外地と判定。
 : 事業所敷地が河川・運河に隣接している場合、河川・運河側に海岸保全施設がない場合、堤外地と判定。
 : LNG基地は、内航船用サテライト基地含む。計画・建設中設備含む。

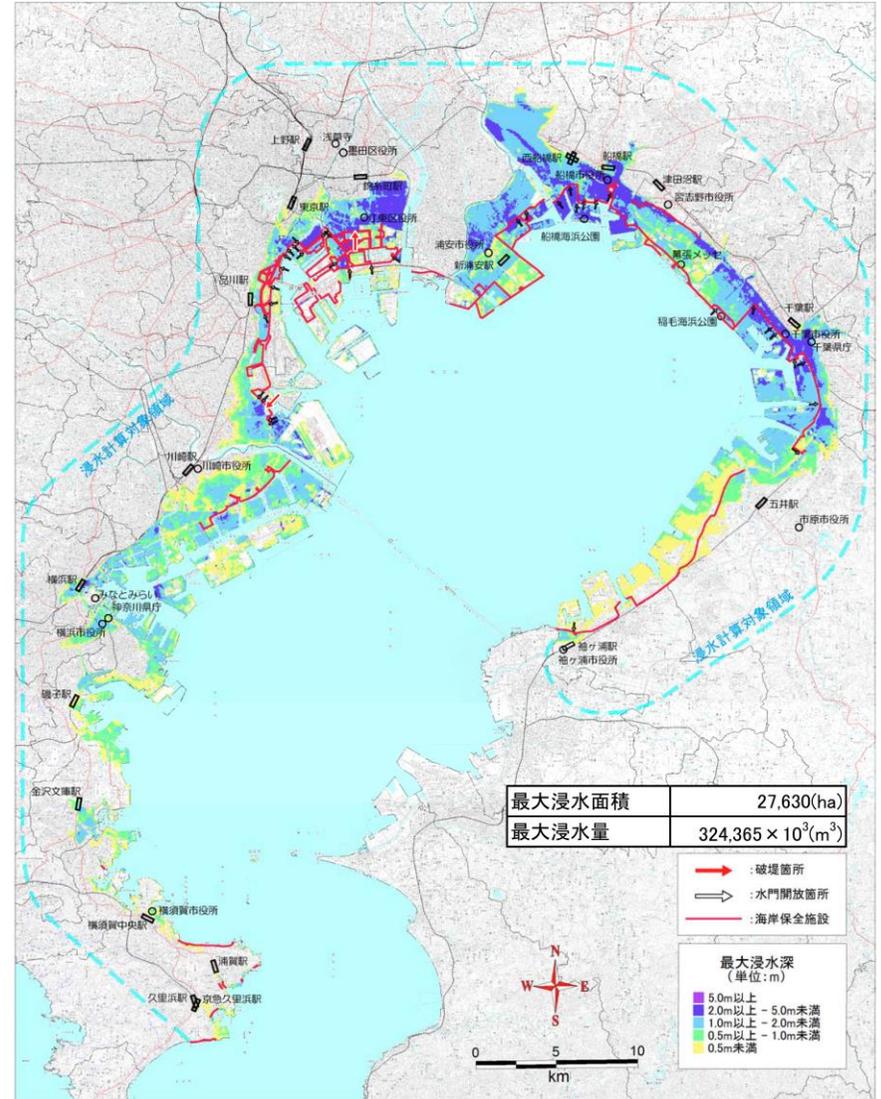
③ 高潮による浸水想定範囲

中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」(第14回)で報告

シナリオ A 海岸保全施設等の機能は正常、伊勢湾台風級
温暖化による水位上昇考慮しない



シナリオ F 全水門開放及びゼロメートル地帯で破堤
室戸台風級、温暖化による水位上昇を考慮 (+0.6m)



注1: 海岸保全施設については海岸省庁(水産庁、農林水産省農村振興局、国土交通省河川局(当時))及び海岸管理者の協力を得て、平成20年度末の天端高及び耐震化状況を設定。
 注2: 本想定は、東京湾沿岸部分からの越波・越流等による浸水想定結果を示したものであり、河川からの氾濫浸水及び排水については考慮していない。
 注3: 本想定は、東京湾沿岸全体で影響人口が最も大きくなると推測される台風コースを設定した場合の最大浸水深を示したものである。
 地域によっては、台風コースにより、本想定よりも最大浸水深が大きくなる可能性がある。

④津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置

○市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」（推進計画）に基づいて民間企業が取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等に係る固定資産税の特例措置を講じる。

施策の背景

- 臨海部には物流機能等が集積し、行政のみならず民間企業が所有・管理する港湾施設も多数存在。南海トラフ巨大地震等による津波の脅威に対しては、官民が連携した津波防災地域づくりが必要。
- 他方、津波対策は非収益投資であり、ランニングコストも高額となること等から整備が進みにくく、これを促進するためには民間企業が実施する津波対策に対する税制上の優遇が必要。

結果の概要

市町村が策定した「推進計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等（護岸、防潮堤、胸壁、津波避難施設）に係る固定資産税の特例措置を講じる。

【特例措置の内容】

■特例内容

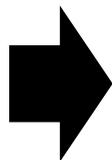
- ①大臣配分資産又は知事配分資産：取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を乗じて得た額を課税標準とする。
- ②その他の資産：取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。

■特例期間：平成28年4月1日～平成32年3月31日（4年間）

【津波対策の例】



【護岸嵩上げ前】



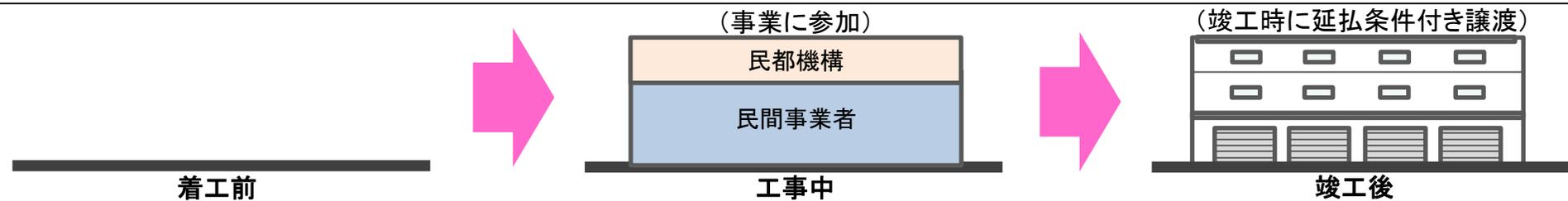
【護岸嵩上げ後】



【津波避難施設の設置例】

④ 港湾における民間活力を活用した津波等からの避難機能の確保

- 物流・産業等の機能が沿岸部に集積する港湾においては、津波等の大規模災害の発生時における避難場所の確保が課題となっているが、現状では、港湾労働者等の避難が可能な高台や避難施設が十分に確保されていない。
- 港湾労働者等の津波等からの避難場所を確保するため、避難機能を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対する支援を行う。(一財)民間都市開発推進機構を通じた支援制度)



制度利用のための主な要件等

【支援スキーム】

- (一財)民間都市開発推進機構が事業費の一部を負担し、共同事業者として民間事業者の実施する施設整備事業に参加する。施設竣工後、同機構は施設の同機構持ち分を民間事業者に譲渡し、長期延べ払いで返済(最大20年償還)を受ける。

【支援対象施設】

- 事業地が港湾区域又は臨港地区の区域内であり、公共施設の整備を伴う上屋、倉庫、旅客ターミナル、業務ビル等の港湾施設。

【支援限度額】

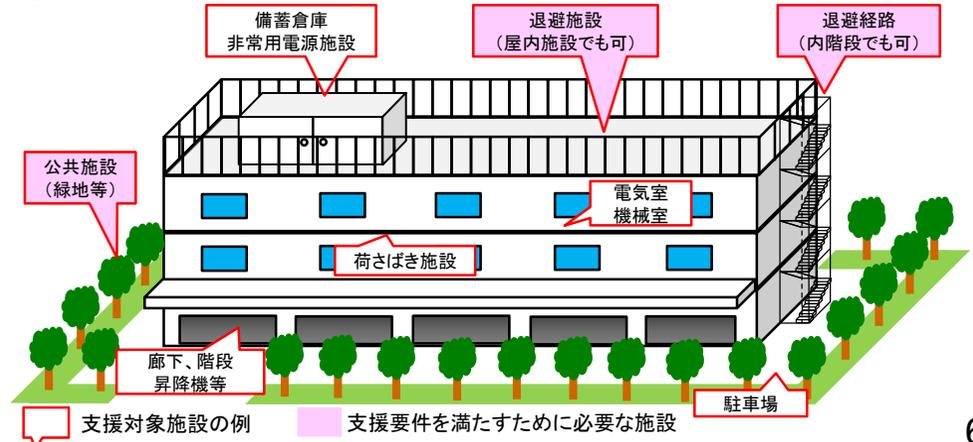
- 「総事業費の50%」又は以下に示す「公共施設等の整備費」のいずれか少ない額

公共施設	緑地、道路、港湾における係留施設等
都市利便施設	荷さばき施設、旅客待合所、旅客乗降用施設、退避施設、退避経路、備蓄倉庫、非常用発電施設、駐車場、休憩所等
建築利便施設	昇降機、共同利用部分(玄関ホール、廊下、階段、便所等)、電気室、機械室等

【支援要件】以下の支援要件をすべて満たすことが必要

- 緑地、道路、港湾における係留施設等の公共施設の整備を伴うもの
- 事業区域面積:500m²以上 延床面積:2,000m²以上
- 防災上有効な施設(退避経路及び退避施設等)を有する建築物(港湾労働者等の津波等からの一時的な避難場所としての利用に供されるものに限る。)の整備に関する事業
- 地方公共団体等が定める避難計画等への位置づけ
- 地震や津波に対する構造安全性の確保

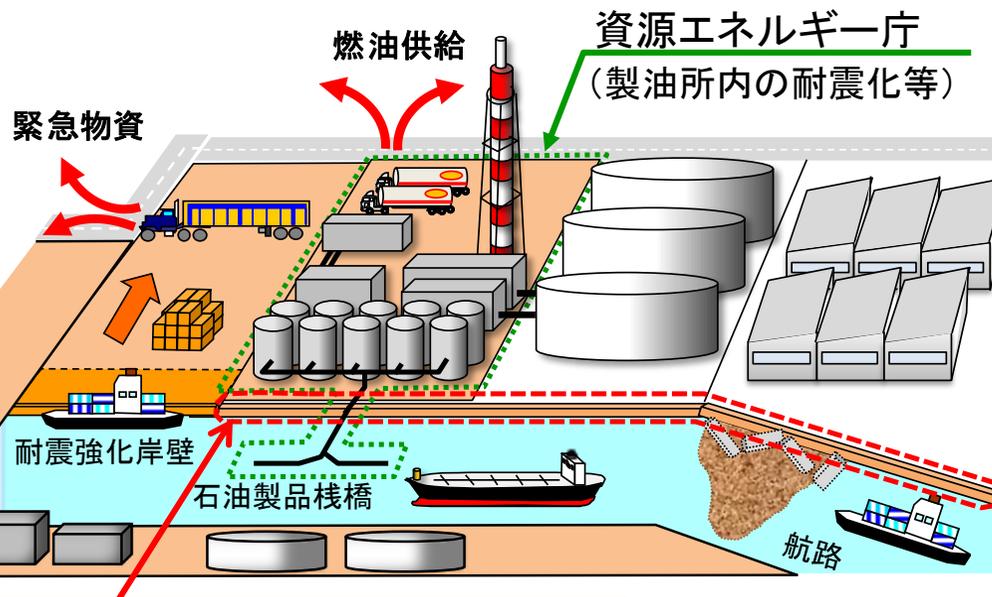
○ 支援対象施設のイメージ(倉庫の例)



④コンテナ港の強靱化の推進

○国土交通省と資源エネルギー庁は、大規模地震発生時におけるコンテナ港の防災・減災を図るとともに、発災後も耐震強化岸壁や石油製品の入出荷設備に至る航路の機能を維持し、緊急物資輸送や燃油供給を確保するため、以下の通り、連携し、コンテナ港の強靱化に取り組む。

- 国土交通省は、民有護岸等の耐震改修の促進により、災害時の航路機能を維持。
- 資源エネルギー庁は、石油製品の災害時入出荷機能強化等により、製油所の災害対応能力を強化。



コンテナ港における防災上の課題

- 危険物流出や火災等により市街地にも影響が及ぶ恐れ
- 製油所等の被害により燃油供給が麻痺する恐れ
- 民有護岸等の損壊により、緊急輸送物資や燃油等を輸送する船舶の入港が困難になる恐れ

■国土交通省

- 民有護岸等の耐震改修促進
- 港湾BCPに基づく発災後の迅速な航路啓開

■資源エネルギー庁

- 製油所内の耐震化支援
- 入出荷設備改良・増強
- 石油供給BCPに基づく災害時の燃油供給の確保

災害発生時の効果

- 緊急物資輸送、燃油供給の確保
- コンテナ及び隣接市街地の安全確保

民有護岸等の改良に対する支援制度

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| ○無利子貸付制度(平成26年港湾法改正) | ・貸付率：国:港湾管理者:民間事業者 = 3 : 3 : 4 |
| | ・対象施設：耐震強化岸壁等に至る航路沿いの護岸、岸壁 |
| ○税制措置(平成26年度税制改正) | ・措置内容：法人税の特例措置(特別償却(20%)) |
| | ・対象施設：航路沿いの護岸、岸壁、棧橋 |
| ○税制措置(平成27年度税制改正) | ・措置内容：固定資産税の課税標準の特例措置(5年間2/3) |
| | ・対象施設：上記の無利子貸付を受けた施設 |